

ID: 5380

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	建築物に関する中間検査		
法令名 根拠条項	建築基準法第7条の3第1項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第7条（建築物に関する中間検査）、建築基準法施行令第11条、第12条の規定による			
標準処理期間	4 日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日